

の地域偏在を是正する。(県、医療機関、医師会等関係団体)

(5) 「災害時保健医療マニュアル」に基づく訓練等

「災害時保健医療マニュアル」に基づく訓練等を実施し、医療従事者等の人材育成や関係団体との連携強化を推進していく。(県、市町、医療機関、関係団体)

(6) 広域医療搬送体制等の整備

DMA T・救護班の参集、また、重症患者等の搬送・受入拠点となるSCUとして、県下の空港(神戸空港、但馬空港、大阪国際空港)及びヘリが多数駐機できる三木総合防災公園を指定し、マニュアルの整備や訓練実施に努め、災害時における医療搬送体制の充実を図る。(県、医療機関、関係団体)

(7) 保健医療福祉調整本部等の整備

災害発生時に被災地域の医療ニーズ等の情報収集及び医療チームとの連絡調整等を行う本部組織(保健医療福祉調整本部、DMA T調整本部、DMA T活動拠点本部等)の連携体制の推進、充実強化を図り、各本部の組織体制の検討、本部の設置場所及び通信機器の確保方法の検討、関係機関との連携方策の検討等を行いマニュアルの整備等を進める。

また、本部の活動を支援するロジスティクス人材の育成方法等の検討や人材育成研修等についても取り組み、ロジスティクス体制等の整備を行う中で、今後連携強化が必要と考える県薬剤師会、県歯科医師会、県放射線技師会、県臨床検査技師会、民間団体等との連携体制について検討及び整備を進める。

保健医療福祉調整本部と関西広域連合との連携を図りつつ、今後、高い確率での発生が懸念されている「東海・東南海・南海」三連動地震や南海トラフ巨大地震など大規模広域災害の発生への備え、災害時における府県域を越えた広域医療体制の整備・充実に向けた取り組みを実施する。(県、市町、関西広域連合、医療機関、医師会等関係団体)

(8) 災害時の小児・周産期医療体制の整備

平時から効率的な情報共有を行える仕組みづくりを行い、災害時には平時の連携をベースとして、必要な情報収集・提供の行える「災害時小児周産期リエゾン」等の人材育成を推進する。(県、医療機関、関係団体)

【目 標】

目 標	現 状 値	目 標 値 (達成年度)
災害拠点病院ごとの統括DMA T数	19機関 33人 (1.7人/医療機関) (R5)	19機関 45人 (2人以上/医療機関) (R11)